議　事　録

平成27年４月21日定例教育委員会を北島町総合庁舎６階修養室において開催した。

１　会議に出席した委員
　１番　久湊　　薫　委　員
　２番　板東　　久男　委員長
　３番　北島　　孝昭　教育長
　４番　巻島　　恵子　委　員
　５番　三好　久美子　委　員
　６番　辻村　　邦雄　委　員

２　会議に出席した事務局職員
　教育次長　　小西　昌幸
　事務局局長　尼寺かつ美

３　会議に欠席した委員
　な　し

４　本会の書記
　教育次長　　小西　昌幸

５　議題
　（１）教職員の私的なメールに対する一般的な対応について

６　その他

委員長　午後６時00分開会し、あいさつの後、議事録署名者を会議に諮り、次のとおり選任する。
　６番　辻村委員
　１番　久湊委員

委員長　それでは、議事に入りたいと思います。議事(１)について事務局からご説明お願いします。

局　長　教職員の私的なメールに対する一般的な対応について、ご協議いただけたらと思います。お手元の資料をご覧ください。まず「朝日新聞」の今年３月の記事で、「教え子に私的メールやLINEだめ？　15県教委で禁止」という見出しです。「教え子へのわいせつ行為で処分される教職員が後を絶たない中、生徒との私的なメールのやり取りを禁止する教育委員会が相次いでいる。47都道府県のうち、15県教委が禁止していることが分かった。」とあります。北から順に、秋田、福島、千葉、埼玉、神奈川、静岡と続き、四国では香川県と高知県が禁止しているようです。グラフがありまして、1994年度から2013年度まで全国でわいせつ行為で処分を受けた教職員の数が示されています。2000年以降は平均150人前後いたこと、200人を超した年もあったことなどが分かります。教員と生徒間のメールや「LINE」などのサービスを使った私的なやり取りを禁止しているかどうか都道府県教委に質問したところ、３割強の15県教委が通知などで原則禁止しているということ、また20以上の教委で私的なメールをしないよう研修で指導したり注意を呼び

かけているとあります。各教委が私的メールに神経をとがらせる理由として、やり取りが続くと、女子生徒に対するわいせつ行為に発展する場合があるからだという内容です。次は、もう一つの記事です。４月３日付の「徳島新聞」記事で「教え子とメール禁止／石井町教委／問題予防へ通達」という見出しで、石井町教育委員会が、町内の小中学校教員がメールやラインで児童生徒と個人的にやり取りすることを原則禁止にした、という内容です。教員には高い倫理観が求められていることは言うまでもありません。徳島県教委でもコンプライアンス（法令順守）で研修をして、啓発を常にしています。ラインなどは有用性があることは間違いないのですが、同時にリスクもあります。未然防止の観点から、北島町としても教職員と生徒の私的なメールのやり取りは原則禁止にしたいという提案です。

委員長　今の事務局の説明に対してご意見があれば。

委　員　携帯電話は便利なので帰宅すると持たせている。基本的には、先生の側のモラルの問題だと思います。子どもが正しく使っているのなら、禁止というのは抵抗がありますが。

教育長　町の強い意志を示しておこうという基本線です。

委　員　先生のモラルの問題だと思います。

次　長　確かにこういう議論をこういう場でしなくてはいけないというのが情けないわけですが、現実にあらゆる職種階層で規範意識が低下している出来事が起こっているわけですね。

委　員　昔と違って先生と生徒が友達のような感覚なのかもしれませんが。

教育長　基本的方針としてあげました。注意喚起ということで議事に取り上げました。次回校長会で伝えようと考えています。

委員長　ほかにご意見ありませんか。

委　員　ありません。

委員長　では、この件、承認を与えます。ほかにありませんか。

委　員　ありません。

委員長　それでは、これで本日の会議を終了します。

全協議終了、午後７時50分閉会を宣する。

以上会議の顛末を記載し、その相違がないことをここに署名します。

平成27年４月21日

書　　記　小西　昌幸
議事録記名　久湊　　薫
議事録記名　辻村　邦雄